

議案第52号

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の
の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症
状等の報告に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者
の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症
状等の報告に関する条例（平成19年さいたま市条例第16号）の一部を次のように
改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律（昭和25年法律第123号。以下 「法」という。） <u>第38条の2第2項</u> の規定に基 づき、精神科病院に入院中の任意入院者に係る症 状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律（昭和25年法律第123号。以下 「法」という。） <u>第38条の2第3項</u> の規定に基 づき、精神科病院に入院中の任意入院者に係る症 状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。
(報告) 第2条 <u>法第38条の2第2項</u> に規定する精神科病 院の管理者は、同項に規定する任意入院者の症状 及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施 行規則（昭和25年厚生省令第31号）第20条 の5各号に規定する事項について、規則で定める ところにより、市長に報告しなければならない。	(報告) 第2条 <u>法第38条の2第3項</u> に規定する精神科病 院の管理者は、同項に規定する任意入院者の症状 及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施 行規則（昭和25年厚生省令第31号）第20条 の5各号に規定する事項について、規則で定める ところにより、市長に報告しなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。